

平成13年第5回藤岡市議会定例会会議録(第1号)

平成13年12月7日(金曜日)

議事日程 第1号

平成13年12月7日(金曜日)午前10時開議

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 市長発言
- 第 4 議会運営委員会経過報告
- 第 5 諸報告
- 第 6 議会運営委員会委員の補欠選任
- 第 7 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 議案第74号 藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定について
- 第 9 議案第75号 藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 第10 議案第76号 藤岡市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について
- 第11 議案第77号 藤岡市条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について
- 第12 議案第78号 藤岡市介護保険条例の一部改正について
- 第13 議案第79号 藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 第14 議案第80号 藤岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部改正について
- 第15 議案第81号 藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区毎の委員の定数条例の一部改正について
- 第16 議案第82号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について
- 第17 議案第83号 市道路線の廃止について
- 議案第84号 市道路線の認定について
- 第18 議案第85号 藤岡市営緑地西部土地改良事業の施行について
- 第19 議案第86号 平成13年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)
- 第20 議案第87号 平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)
- 第21 議案第88号 平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)
- 第22 議案第89号 平成13年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第23 議案第90号 平成13年度藤岡市水道事業会計補正予算(第2号)
- 第24 請願・陳情について

本日の会議に付した事件

第 1 会期の決定

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 市長発言

第 4 議会運営委員会経過報告

第 5 諸報告

議員川野盛幸君の本議会出席の動議

第 6 議会運営委員会委員の補欠選任

第 7 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

第 8 議案第74号 藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定について

第 9 議案第75号 藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

第10 議案第76号 藤岡市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

第11 議案第77号 藤岡市条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について

第12 議案第78号 藤岡市介護保険条例の一部改正について

第13 議案第79号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

第14 議案第80号 藤岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部改正について

第15 議案第81号 藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区毎の委員の定数条例の一部改正について

第16 議案第82号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について

第17 議案第83号 市道路線の廃止について

議案第84号 市道路線の認定について

第18 議案第85号 藤岡市菅緑埜西部土地改良事業の施行について

第19 議案第86号 平成13年度藤岡市一般会計補正予算(第2号)

第20 議案第87号 平成13年度藤岡市介護保険事業勘定特別会計補正予算(第2号)

第21 議案第88号 平成13年度藤岡市学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

第22 議案第89号 平成13年度藤岡市下水道事業特別会計補正予算(第2号)

第23 議案第90号 平成13年度藤岡市水道事業会計補正予算(第2号)

第24 請願・陳情について

出席議員（24人）

1番	三好徹明君	2番	金井壽君
3番	冬木一俊君	4番	松本啓太郎君
5番	反町清君	6番	片山喜博君
7番	金子勝治君	8番	佐藤淳君
9番	茂木光雄君	10番	笠原史嗣君
11番	斉藤千枝子君	12番	坂本忠幸君
13番	木村喜徳君	14番	青柳正敏君
15番	青木寛君	16番	新井雅博君
17番	針谷賢一君	18番	山田一友君
19番	塩原吉三君	20番	中村菊雄君
21番	川野盛幸君	22番	大戸敏子君
23番	吉田達哉君	24番	久保信夫君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

市長	塚本昭次君	助役	柵木孝君
収入役	星野知平君	教育長	岡田要君
企画部長	田中信一君	総務部長	新井千文君
市民環境部長	塚越正夫君	健康福祉部長	中易昌司君
経済部長	中野秀雄君	都市建設部長	須川良一君
上下水道部長	荻野廣男君	教育部長	斎藤稔一君
監査委員		財政課長	植竹晴喜君
事務局長	小野里英一君		

議会事務局職員出席者

事務局長	青柳孝之	事務局次長	田島均
課長補佐兼 議事係長	宮澤正浩		

開 会 の あ い さ つ

議 長（木村喜徳君） 議会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

本日、平成13年第5回藤岡市議会定例会が招集されましたところ、議員各位には年末を控え公私ともご多忙のところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。今期定例会に提案されますものは、諮問1件、議案17件、請願1件、陳情1件であります。いずれも市民生活に直結する重要案件でございますので、慎重審議いただきまして議会としての意思決定をお願い申し上げます。

なお、議事運営まことに不慣れな私でございますが、議員各位のご協力をいただきまして、円滑な議事運営が行われますようお願い申し上げます。

これから寒さ厳しき折、皆様にはご自愛の上、ますますご健勝にてご精励賜りますようお願い申し上げ、開会のごあいさつといたします。

開 会 及 び 開 議

午後2時15分開議

議 長（木村喜徳君） 出席議員定足数に達しましたので、議会は成立いたします。

ただいまから平成13年第5回藤岡市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

第1 会期の決定

議 長（木村喜徳君） 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から12月18日までの12日間といたしたいと思います。これにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月18日までの12日間と決定いたしました。

第2 会議録署名議員の指名

議 長（木村喜徳君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において19番塩原吉三君、20番中村菊雄君、21番川野盛幸君を指名いたします。

第3 市長発言

議 長（木村喜徳君） 日程第3、市長発言であります。市長の登壇を願います。

(市長 塚本昭次君登壇)

市長(塚本昭次君) 本日、平成13年第5回藤岡市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては年末の大変ご多忙のところご出席を賜り、開会できますことに対しまして心より感謝を申し上げます。

また、さきの国民文化祭におきましては、議員各位にもご参列をいただき、多数の市民とともに皇太子殿下をお迎えすることができました。市民太鼓の立派な演奏も見ていただき、盛大に開催できましたことはひとえに議員各位のご協力のたまものと、この場をおかりいたしまして改めて感謝を申し上げます。

21世紀を迎え、時代の移り変わりとともに早々に省庁の再編成が実施され、国民すべてが景気の好転を願う中、4月には小泉内閣が圧倒的な支持のもと誕生いたしました。党の改革と聖域なき構造改革を掲げましたが、景気は依然として低迷を続け、失業率も過去最悪を記録し、国民の不安はますます募るところであります。こうした中、ニューヨークの同時多発テロが発生し、その後の報復攻撃や炭疽菌事件など、世界は新たな緊張を余儀なくされているところでございます。また、同時期に発覚した狂牛病問題は県内から3頭目が発見され、畜産農家や食肉関係者など深刻な打撃を与えております。一日も早くこうした状況を打破し、国民が安心して暮らせる状況を取り戻していくことを願っているところであります。

藤岡市においても不況の波が押し寄せておりますけれども、先行き不透明であります、しかしながら市の財政状況は健全性を維持しており、昨年度末の市民1人当たりの地方債の残高は、11市の中では最も少なく、財政調整基金の残高は11市の中で最も多く、苦しい中でも健全な情勢を保っているところであり、先般、藤岡市もバランスシートを公表させていただきました。議員各位にもご案内のとおりであります。また、合併特例法の期限を控え、来年以降合併議論がさらに高まると思っておりますが、市民の意思を尊重し、慎重に議論を重ね、市民生活がより豊かで住みやすいものとなるよう検討を重ねてまいります。議員各位におかれましても、活発なご議論をお願いしたいと存じます。

そうした意味でこれからの藤岡市を考えてみますと、今必要なことを、今やらなければならないことを的確に実施していかなければならない時期であると思っております。21世紀が藤岡市民にとって快適で安定したものになるよう、市民参加の市政、市民の手づくりによる個性豊かな活力に満ちた地域づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても深くご理解をいただき、ご協力を賜りますようお願いする次第であります。

本議会に提案申し上げました案件は、諮問1件、平成13年度一般会計補正予算をはじめとする議案17件であります。いずれも市民生活に関連した重要なものでありますので、

慎重審議をいただきましてご決定くださるようお願いを申し上げ、開会に当たってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

動議の提出

(「動議。」の声あり)

議長(木村喜徳君) 三好徹明君。

暫時休憩します。

午後2時24分休憩

午後2時26分再開

議長(木村喜徳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長(木村喜徳君) 先ほどの動議発言につきましては、本人の同意をいただきまして議会運営委員会経過報告、諸報告の後でもということでこれから会議を進めます。

第4 議会運営委員会経過報告

議長(木村喜徳君) 日程第4、議会運営委員会経過報告であります。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。委員長針谷賢一君の登壇を願います。

(議会運営委員会委員長 針谷賢一君登壇)

議会運営委員会委員長(針谷賢一君) ご指名を受けましたので、議会運営委員会の経過について報告を申し上げます。

議会運営委員会は、議長の要請により12月4日委員会を開催し、本日招集となりました平成13年第5回市議会定例会の運営について協議したのであります。協議に先立ちまして、市長及び担当部長から提出議案に対する概要説明を受けた後、議案の取り扱い方法、日程、会期等について協議したのであります。

議案の取り扱いにつきまして、今定例会に提案されますものは、議会運営委員会委員の補欠選任をはじめ、諮問1件、議案17件、請願1件、陳情1件であります。それぞれ日程に従い諸報告後、日程第6、議会運営委員会委員の補欠選任、日程第8、議案第74号は質疑の後、総務常任委員会に付託、日程第7、諮問第3号、日程第9、議案第75号から日程第16、議案第82号までの8件及び日程第18、議案第85号から日程第23、議案第90号までの6件につきましては単独上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第17、議案第83号・第84号につきましては一括上程、単独審議、委員会付託を省略し、即決願います。日程第24、請願・陳情につきましては所管の常任委

員会に付託することに決定いたしました。

次に、12月13日、議事日程（第2号）一般質問は14名の議員から通告があり、通告順により行うことに決定いたしました。

次に、会期について申し上げます。会期につきましては、先ほど議長からお諮りして決定いたしましたとおり、本日から18日までの12日間とすることに決定しました。

次に、審議日程について申し上げます。本日はこれより議事日程に従い議事を進め、議案並びに請願・陳情の付託まで行い、12月8日から12日まで休会とし、この間において常任委員会を開催し、付託議案並びに請願・陳情の審議を願います。12月13日と12月14日は本会議を開き、一般質問を行い、12月15日から12月17日まで休会、12月18日に本会議を開いて、付託議案及び付託請願・陳情に対する委員長報告を願ひ、質疑、討論、採決をして今定例会を閉会することに決定しました。

次に、休会中の委員会の日程について申し上げます。12月10日、総務常任委員会を午前10時から、教務厚生常任委員会を午後1時30分から第2委員会室で開催することに決定いたしました。

以上をもちまして、議会運営委員会の経過について報告を終わります。

議長（木村喜徳君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

ただいま報告のありましたとおり今後の議事運営を行いますので、ご了承願います。

第5 諸報告

議長（木村喜徳君） 日程第5、諸報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長（青柳孝之君） 諸報告を申し上げます。

初めに、監査委員より平成13年度8月、9月、10月分の例月出納検査報告書が議長宛に提出されています。それぞれ議員控室に備えてございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

次に、今期定例会に提出されるものは、諮問1件、議案17件、請願1件、陳情1件でございます。

次に、任期満了に伴い議長宛に推薦依頼のありました藤岡市郷土資料館運営審議委員会委員に木村喜徳議員、主要地方道寺尾藤岡線バイパス建設促進協議会委員に金井壽議員、反町清議員、金子勝治議員、佐藤淳議員、木村喜徳議員、青柳正敏議員、新井雅博議員、久保信夫議員、藤岡市立図書館協議会委員に中村菊雄議員、坂本忠幸議員、国民健康保険運営協議会委員に茂木光雄議員、笠原史嗣議員、坂本忠幸議員、青柳正敏議員、針谷賢一議員、吉田達哉議員、久保信夫議員を報告いたしましたので、ご了承願います。

次に、前期定例会にて可決されました議員提出議案第6号道路特定財源制度に関する意見書につきましては、内閣総理大臣をはじめ関係機関に提出いたしました。

次に、前期定例会市議会からの諸行事につきましては、お手元にお配りいたしました諸報告のとおりでございますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

動議の提出

(「議長」の声あり)

議長(木村喜徳君) 三好徹明君。

1番(三好徹明君) 動議を提案します。

提案理由は、川野議員の本議会出席の件であります。

(「賛成」の声あり)

議長(木村喜徳君) ただいま三好徹明君から議員川野盛幸君の本議会出席の件で動議が提出されました。所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

地方自治法第117条の規定により川野盛幸議員の退席を願います。

(21番 川野盛幸君退場)

議長(木村喜徳君) 暫時休憩します。

午後2時35分休憩

午後2時36分再開

議長(木村喜徳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程追加の件

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。ただいまの件につきまして日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議員川野盛幸君の本会議出席の動議を議題とすることに決定いたしました。

議員川野盛幸君の本会議出席の動議

議長(木村喜徳君) 議員川野盛幸君の本会議出席の動議を議題といたします。

まず、議員川野盛幸君の本会議出席の動議について提案者の説明を求めます。

三好徹明君の登壇を願います。

(1 番 三好徹明君登壇)

- 1 番 (三好徹明君) 議長に登壇のお許しをいただきましたので、川野盛幸議員の本会議出席の提案理由を述べます。

川野議員は、昨年 6 月外来棟建設に伴うフクイ薬品の門前薬局進出につきまして、1,050 万円の開発費という名目のお金を受領いたしました。それから、12 月 21 日に川野議員は 1,050 万円をフクイ薬品に返却しております。この間 7 カ月間にわたって 1,050 万円のお金を保管していたと全体協議会の中で説明されました。その際、私の質問に対して 1,050 万円を 7 カ月の間、どこに保管をされていたのかを尋ねましたところ、自宅に置いてあった。1,050 万円と申しますと、我々一般市民の感覚からいきますと年収を超える、議員報酬を 300 万円以上超える大金であります。その自宅に保管していた保管場所も保管方法も答えることができなかったものであります。

議長 (木村喜徳君) 暫時休憩します。

午後 2 時 37 分休憩

午後 2 時 38 分再開

議長 (木村喜徳君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 (木村喜徳君) 三好徹明君。

- 1 番 (三好徹明君) それで 2 月 15 日、川野盛幸議員は議長を辞職しております。3 月 13 日、藤岡市議会政治倫理審査委員会において、全員一致で川野議員の議員辞職勧告決議がされました。その 3 日後、3 月 16 日、3 月議会で川野議員に対する議員辞職勧告が 19 名の議員の賛成によって決議されております。川野議員は頭痛を理由に議会を現在まで欠席中ではありますが、この藤岡市議会の議員辞職勧告決議文の中にこのような文言があります。不用意にも進出予定業者から 1,050 万円の土地開発にかかわる仮払金を 7 カ月間預かり、その後返却した事実が市民に疑惑を持たれた。これは市民の負託を裏切り、議会の名誉と権威を傷つける行為であり、極めて遺憾、同議会の議員政治倫理規程にも違反し、政治的・道義的責任がある。藤岡市議会の我々はこのように断を下したわけであります。

先ほど陳謝文を読み上げた川野議員であります。深く反省している。議会に対してではなくて、不信を与えた市民に、有権者にどのような反省の意思をあらわしたのか。具体的には聞かれませんでした。一つには、議員報酬を供託し、その疑惑を晴らすような行動がとられたか、こういう具体的な例があれば反省の意味もわかりますが、初めて今月になって反省の弁を述べられて、この神聖なる市民に負託された議決機関の最高機関である藤岡市議会の席に座って議事に加わろうとしております。

私は、直ちに議長に退席を求めるか、あるいは全体協議会を公開の場で開き、川野議員の疑惑を、それから反省の弁を市民の前にするべきであると、そのように考えて動議提案をしたわけであります。同議会の24名の議員の私たちは市民から重い負託をいただき、この席に座っております。市民に納得できるような説明、責任を果たさないまま彼の本議会での出席を認めるならば、私たちが、先輩が築いてきた藤岡市議会の権威は失墜してしまいます。どうぞ皆様の良識あるご判断、ご決議をいただきたいと思います。

以上です。

議長（木村喜徳君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議員川野盛幸君の本議会出席の件についての動議について、本動議のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立少数であります。よって、動議は否決されました。

暫時休憩いたします。

午後2時44分休憩

午後2時52分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（木村喜徳君） 川野盛幸君の入場を求めます。

（21番 川野盛幸君入場、自席に着席）

議長（木村喜徳君） 暫時休憩します。

午後2時53分休憩

午後2時54分再開

議長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第6 議会運営委員会委員の補欠選任

議長（木村喜徳君） 日程第6、議会運営委員会委員の補欠選任を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員の補欠選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。議会運営委員会委員に松本啓太郎君を指名いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました松本啓太郎君を議会運営委員会委員に選任にすることに決しました。

第7 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（木村喜徳君） 日程第7、諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長の登壇を願ひます。

（市長 塚本昭次君登壇）

市長（塚本昭次君） 諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、説明を申し上げます。

本件は、人権擁護委員の推薦について前橋地方法務局から依頼があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるとあります。

小野里勝明氏は、藤岡市森に居住されており、昭和13年生まれの63歳であります。主な経歴を申し上げますと、昭和32年に群馬県立藤岡高等学校を卒業後、新町信用組合、現かみつけ信用組合に就職され、平成10年3月に退職されました。その後、平成10年4月より有限会社ニドムの代表取締役役に就任され、現在も活躍されております。また、平成13年4月より第31区区長代理として地域住民のためにご尽力され、地域の信望も厚く、社会実情にも通じており、人権擁護委員として適任と思われまふ。

以上、提案説明といたします。慎重ご審議の上、ご決定くださるようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願ひます。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第3号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第3号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。諮問第3号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、諮問第3号は異議ない旨、回答することに決定いたしました。

第8 議案第74号 藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定について

議長（木村喜徳君） 日程第8、議案第74号藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第74号藤岡市選挙公報の発行に関する条例の制定について、ご説明申し上げます。

公職選挙法により衆議院、参議院及び知事の各選挙におきましては、選挙公報の発行が義務付けられております。しかし、これ以外の選挙におきましては、事務を管理する選挙管理委員会が条例の定めるところにより任意で発行することができることとなっております。この規定に基づき、藤岡市の議会議員及び長の選挙において、立候補者の氏名、政見、写真等を掲載した選挙公報を発行するための条例を制定するものであります。この選挙公報は、さきに申し上げましたとおり、立候補者自らの政見や経歴などを記載していただくものであり、その記載された内容はそのまま印刷を行い、公的な配布物として有権者に配

布され、立候補者の政策等を幅広く周知して、民主政治の発展に寄与するためのものがあります。

以上、簡単であります。提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第74号については、お手元に配布してあります議案付託表のとおり総務常任委員会に付託いたします。

第9 議案第75号 藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議 長（木村喜徳君） 日程第9、議案第75号藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第75号藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

選挙運動用自動車の使用料及びポスター作成費等、公職選挙公営費に係る公職選挙法施行令の一部改正が本年6月6日公布、施行されました。これに伴い、本市における条例の一部改正をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、自動車使用の公費負担額で一般運送契約、いわゆるハイヤー方式によるものが1日6万200円を6万4,500円に、一般運送契約以外の契約によるもので運転手の雇用に関する報酬額を1日1万1,700円を1万2,500円に、またポスター作成の公費負担で1枚当たりの作成単価376円50銭を510円48銭にそれぞれ改めるものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

新井雅博君。

16番（新井雅博君） 議案第75号について質問をさせていただきます。

提案理由の説明の中に、公職選挙法施行令が6月に改正になったので、それに伴って条例改正をしたいという提案理由の説明があったわけでありましてけれども、この条例改正によって恐らく市議会だけの選挙に当てはめるならば、150万円前後の公費負担が増えるのかということで、これについては広く多くの方が選挙に立候補できるようにということで公費負担をしようということになったわけでありまして、結構なことだと思うのですが、公職選挙法の施行令自体が恐らく私ども議員に示されていないと思うのですが、特に第8条というのはこれ自体の金額を藤岡市が特別な条例制定をしていると思うので、何も公職選挙法施行令の改正に倣った金額ではないと思いますので、その辺の理由と恐らく群馬県下11市でそれぞれ有権者等々の配分によって独自の条例制定をしていると思いますので、その点についてぜひこの機会に決定する以前に公開して、他市町村がどういふことで施行令以外に条例制定しているのか。とりわけ藤岡市については恐らく本来はあと15万円ぐらい余分に印刷費は出るのだと思うのですが、それをどういった状況下の中でこういう数字を提示してくるのか、その辺についての考え方というのもぜひこの機会にお示しいただきたいと思います。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

まず、ポスターの関係でございますけれども、県内の11市の例がよく出るわけでございますけれども、11市の状況は国の基準に準じて現在単価が510円48銭、それからそのほかにデザイン料ということで国の基準でいきますと30万1,875円という金額があるわけでございます。これが国の基準でございますが、これらの国の基準に従って選挙公営をしているところが7市でございます。それから、沼田市、藤岡市、富岡市、安中市の4市につきましては、ポスターの印刷代につきましては376円50銭の数字を使っているわけでございますが、そのほかにデザイン料が国の基準が30万円くらいになっておりますけれども、デザイン料自体はそれぞれ沼田市の場合が11万250円、富岡市が11万250円、安中市が14万400円、藤岡市が現在では14万2,000円というふうになっております。14万2,000円の根拠なのですけれども、ポスターの大きさがちょうど縦横の長さが違いまして、横の長さが国の基準は40センチなのですけれども、市の基準は一応30センチということになっておりまして、そのことからこの額を決めるときにポスターの基準は国の基準の4分の3の額を印刷費として定めたという今までの経

過がございます。しかしながら、ポスターの印刷に当たりましては、紙代はともかくとして印刷費そのものにかかる経費については紙の大きさが4分の3であっても、決して経費は4分の3にならないというようなことが見積もり等をとる中で明らかになってまいりました。そのことから今回印刷費の単価につきましては376円50銭を引き上げさせていただいて、国基準の510円にさせていただきたいということでございます。

それから、デザイン料としての14万2,000円でございますが、これにつきましては国の基準の30万何がしかを使用しているところもあるわけでございますが、私どもの方で実績、それから業者の方からの見積もり等をとらせていただいたわけでございますが、総額として今回1人当たり28万何がしになるかと思いますが、その額の範囲でややポスターの作成ができるのではないかとこともございまして、国の基準と市の基準が倍ぐらい違うわけなのですけれども、そういった意味で国の基準を使用しないで実勢の単価にさせていただきたいということで引き上げをしなかったわけでございます。よろしく願いします。

議長（木村喜徳君） 新井雅博君。

- 16番（新井雅博君） 特に議案の第8条の376円50銭から510円48銭に改めるという、それだけを見ますとこういったご時世の中にもあまりにも突出した増額になるわけでありまして、平成10年12月のちょうど3年前にこの議案は一度改正になっているのですけれども、本市の場合にはそのときに改正をしていないがためにこういったことで一遍に増えるような感覚を抱かれるわけでありまして、ともすると我々ももう少し勉強しなければいけないのかと思うのですが、やはり法律の改正に伴ってということになりますと、提案者側からの議案については、その数字がすべてなのだという錯覚を持ってしまうものですから、特にこれから担当部局の方で条例改正等の数値の部分、特に法律等々に基づいて変更する場合には、それに倣わない場合、今回のような場合にはこういった数字が藤岡市は300で、本来国は500だけれども、財政状況、あるいは印刷の枚数等々、他の町村と勘案した結果、こういう数字で条例改正をお願いしたいというスタンスでこれからは臨んでいただきたいと思っておりますけれども、ぜひその辺の今後の取り組みについてお考えを聞いて質問を終わります。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

総務部長（新井千文君） ご指摘の点でございますけれども、そのとおりかと思っております。できる限り情報公開ということもありますので、明らかにしていきたいと思っておりますが、すべてをなかなか説明できないケースもあるかと思っておりますので、ぜひその際にはご質問等をいただいて、あるいは担当課の方へお聞きくださるとか、いろいろ方法はあるかと思っておりますが、できる限りの範囲の中でそういった情報も提供させていただけたらというふうに考えております。

議長（木村喜徳君） 青柳正敏君。

- 1 4 番（青柳正敏君） ただいま新井議員より質問があったわけですがけれども、私は第8条の376円50銭というものが510円48銭と大変な額で上がるわけですがけれども、さきの統一選におきまして市議会議員はこういった決まりの中で補助をしていただいたわけでありましてけれども、こういったときに議員の方からこういったものについての意見が執行側に出されているのかということにつきましてお聞かせ願いたいわけですがけれども、できることであれば候補者の金銭的な面での負担を軽減し、いろいろな方が議会へという挑戦を広く求めるということは大変結構だと思うわけですが、予算的な面から見てそういった値上げというようなものがどの程度あったのか、この点をお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長（木村喜徳君） 総務部長。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） お答えを申し上げます。

議員の方から値上げについてということですが、議会なりの方から正式な形で要望等は聞いておりません。ただ、前回の市議会議員選挙におきまして8名の方が限度額をオーバーした予算の中で選挙をやられているということもありまして、国の基準よりもものすごく低い額なわけですが、印刷単価については大きさが4分の3だから金額も4分の3というのは不合理ではないかということにかんがみまして、デザイン料の分を引き上げないかわりに、群馬県でも7市がその基準を使われているということも含めまして今回そういった額をお願いしたということですが、特に議会からこうにしてほしいというような要望はございませんでした。

以上でございます。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第75号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号については委員会付託を省

略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第75号藤岡市議会議員及び藤岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

第10 議案第76号 藤岡市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第10、議案第76号藤岡市長の資産等の公開に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第76号藤岡市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

商法等の一部を改正する法律が平成13年6月29日に公布され、平成13年10月1日施行されました。この法律の改正に伴いまして関連する条例の改正の必要が生じたので、ここに改正をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、株式に関して額面、無額面の区分が廃止されたことに伴い、市長の資産等報告書の提出に関して額面金額の総額の字句を削るものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第76号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第76号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第76号藤岡市長の資産等の公開に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

第11 議案第77号 藤岡市条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について

議長(木村喜徳君) 日程第11、議案第77号藤岡市条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

(総務部長 新井千文君登壇)

総務部長(新井千文君) 議案第77号藤岡市条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本条例は、平成14年度から実施する予定であります例規集のデータベース化に伴い、既存の条例を電子情報として入力する際に用字、用語等の整備をすることを内容としております。整備の例といたしましては、字句の整理、引用法令の統一等であり、条例の内容に変更を及ぼさない範囲で行うものであります。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいようお願いを申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第77号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第77号藤岡市条例の用字、用語等の整備に関する条例の制定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

第12 議案第78号 藤岡市介護保険条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第12、議案第78号藤岡市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。健康福祉部長の登壇を願います。

(健康福祉部長 中易昌司君登壇)

健康福祉部長(中易昌司君) 議案第78号藤岡市介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正は、低所得者の保険料の減免と介護保険運営協議会を設置する規定を追加するものでございます。まず、第8条は生活が著しく困窮する者に対して、市長が必要と認めた場合に減免できる規定を定めるものでございます。この市長の特認事項を盛り込むことにより、低所得者の緊急避難的な軽減措置を可能にし、制度の弾力的運用等を図るものでございます。次に、第9条の2及び第9条の3は、介護保険事業計画の改定、計画の進行管理、事業運営状況の審査等を協議するため、介護保険運営協議会の設置に関し必要な事項を定めるものでございます。なお、介護保険計画の次期改定は平成15年度でありますので、改定作業は本年度から着手するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第78号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第78号藤岡市介護保険条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

第13 議案第79号 藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議長（木村喜徳君） 日程第13、議案第79号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。総務部長の登壇を願います。

（総務部長 新井千文君登壇）

総務部長（新井千文君） 議案第79号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、第1条関係について申し上げます。本市における行財政改革は平成7年に策定い

たしました行財政改革大綱に基づき進めてまいりましたが、情勢の変化や地方分権の推進に伴い、新たに平成13年2月に行財政改革実施計画を策定いたしました。この実施計画の主な内容には、事務事業の見直しや組織、給与の適正化などの項目が挙げられており、指摘項目の中に非常勤特別職の報酬のうち会議の実時間に関係なく支払われている日額報酬について実時間による報酬制度の見直しが盛り込まれております。

今回の条例改正は、この計画に基づき非常勤特別職の報酬のうち、別表1の地方自治法第180条の5の規定により設けられている委員会を除く別表第2及び別表第3に掲げる委員会の日額報酬について、その会議時間が3時間に達しない場合には、報酬を半額とするものであります。次に、別表第2の改正につきましては、先ほどの議案第78号で議決されました介護運営協議会の設置に伴う非常勤特別職の追加でございます。次に、別表第3の改正につきましては、介護認定審査会委員等につきましては、報酬が日額と規定されておりますが、この委員が医学的なことをはじめ、介護認定審査判定に関する専門的な知識を有することなどから、第1条の改正規定の適用から除くための措置であります。

以上が提案の要旨であります。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第79号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第79号藤岡市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の

起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

第14 議案第80号 藤岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第14、議案第80号藤岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 議案第80号藤岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

住民に最も身近な都市計画である地区計画等については、地区内の詳細な土地利用、施設等に関する計画であります。土地の所有者等に具体的な制限、負担が課せられる場合がありますので、土地の所有者等の利害関係者から意見を求めて作成することに加え、改正都市計画法の施行により同法第16条第3項の規定に基づき、市町村の条例で住民又は利害関係人から地区計画等の決定若しくは変更又は地区計画等の案となるべき事項を申し出る方法が新しく定められたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の内容につきましては、条例の第1条に法第16条第3項の追加、条例の第4条は表現方法をわかりやすく、第5条に法第16条第3項の規定による住民又は利害関係人からの申し出に関する事項を定めたものであります。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長(木村喜徳君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第80号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議あ

りませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第80号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第80号藤岡市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり可決されました。

第15 議案第81号 藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区毎の委員の定数条例の一部改正について

議長(木村喜徳君) 日程第15、議案第81号藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区毎の委員の定数条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 中野秀雄君登壇)

経済部長(中野秀雄君) 議案第81号藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区毎の委員の定数条例の一部を改正する条例について、説明申し上げます。

現農業委員の任期が平成14年7月19日で任期満了となります。藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区毎の委員の定数条例を検討したところ、藤岡市の農地面積、農家戸数の減少により、本条例は農業委員会等に関する法律施行令第5条で規定している選挙区の設定基準要件に適合しない条例になっております。政令基準では、2以上の選挙区を設ける場合、1選挙区単位で農地面積500ヘクタール以上、または基準農業者数600以上となっておりますが、本条例の3選挙区のうち、第三選挙区は平井、日野地区であります。これが2000年農業センサスの数値が政令基準以下となっております。

現委員の任期中は本条例が直ちに無効とはなりません。次の一般選挙の際には現在の3選挙区は設置できないこととなりますので、本条例を政令基準に適合したものに改正させていただきます。

慎重審議いただきまして、ご決定くださいますようお願いし、提案説明とさせていただきます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしましたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第 8 1 号については、会議規則第 3 7 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第 8 1 号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第 8 1 号藤岡市農業委員会の委員の選挙区設定及び選挙区毎の委員の定数条例の一部改正について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第 8 1 号は原案のとおり可決されました。

第 1 6 議案第 8 2 号 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更について

議長（木村喜徳君） 日程第 1 6、議案第 8 2 号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。企画部長の登壇を願います。

（企画部長 田中信一君登壇）

企画部長（田中信一君） 議案第 8 2 号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合規約の変更についてご説明申し上げます。

今回の規約変更につきましては、地方自治法第 2 8 6 条第 1 項の規定に基づき、関係自治体の協議により定めるものとされており、本議会においての議決をお願いするものであります。

第1点目の変更は、藤岡市・新町・鬼石町・万場町・中里村及び上野村の6市町村で、多野藤岡地域代替バス対策協議会を設置し、新町駅から上野村砥根平間の代替バスの運行を推進してまいりましたが、この代替バスの運行事務を協議会から多野藤岡広域市町村圏振興整備組合へ移行することが関係市町村長間で同意が得られましたことから、平成14年4月1日施行に向けて、規約第3条に代替バス運行に関する事務を加えるものであります。

第2点目の規約第8条の改正につきましては、「理事会」を「理事長、副理事長及び理事」に変更し、現行の理事会運営実態に即した内容に改めるものであります。

第3点目の規約第10条第2項及び第3項中の改正につきましては、今回の規約変更に合わせて、文言の整理を行うものであります。

以上、簡単でございますが提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第82号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第82号多野藤岡広域市町村圏振興整備組合理約の変更について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

第17 議案第83号 市道路線の廃止について

議案第84号 市道路線の認定について

議長（木村喜徳君） 日程第17、議案第83号市道路線の廃止について、議案第84号市道路線の認定について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。都市建設部長の登壇を願います。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 議案第83号市道路線の廃止について、ご説明申し上げます。

今回、ご提案申し上げます市道路線の廃止は、1件1路線でございます。市道6112号線でございますが、寄附行為に伴い一時路線の廃止を行い、再編成する必要がありますので、議会の議決をお願いするものであります。

続きまして、議案第84号市道路線の認定について、ご説明申し上げます。

今回、ご提案申し上げます市道路線の認定は、2件8路線でございます。初めに市道6112号線でございますが、寄附行為による路線の再編成の必要が生じたための道路であります。次に、市道4642号線、市道4643号線、市道4644号線、市道4645号線、市道6661号線、市道6662号線及び市道7555号線でございますが、藤岡市道路受け入れ基準に基づき市が寄附を受けた道路であります。以上、2件8路線を管理していくに当たり路線認定をする必要がありますので、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、提案説明といたします。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第83号市道路線の廃止について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第83号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号については委員会付託を省

略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第83号市道路線の廃止について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

議案第84号市道路線の認定について、これより質疑に入ります。ご質疑願います。

吉田達哉君。

23番(吉田達哉君) 議案第84号市道路線の認定について質問いたします。

先ほど市道路線の廃止ということで、6112号線は市道の再編成ということでありましたけれども、この件についてちょっと質問させていただきますが、この新田公会堂から下の部分、ちょっと調査不足なのですけれども、下に道が伸びています。ここのところは現在市道で認定されている場所なのかどうか、それを1点。

それから、その次の認定の4642号線なのですけれども、提案理由の説明の中で受け入れ基準に適合しているということで説明をいただきましたが、この付近に家が実際に地図で見ますとないようなのですけれども、これはどういう形の認定なのか、その辺についてお聞かせいただきます。

それから、の市道4645号線は袋小路になっているように地図上では見受けられるのですが、この辺についてもちょっと説明というか、詳しくお聞かせをいただきたいと思っております。

以上です。

議長(木村喜徳君) 都市建設部長。

(都市建設部長 須川良一君登壇)

都市建設部長(須川良一君) 吉田議員の質問にお答えをさせていただきます。

認定1番の6112号線の下の部分につきましては、T字路のところまで6119号ということで市道認定をさせていただきます。

それと次の2番の認定の関係ですけれども、市道の受け入れ基準に基づくものでございまして、これは開発によりましてできた道路でございます。これは住宅ができていても、できていなくても開発のときに帰属するということでございます。

最後の質問は、ちょっと中身が聞こえなくて大変申しわけないのですけれども。

議 長（木村喜徳君） 暫時休憩します。

午後3時42分休憩

午後3時43分再開

議 長（木村喜徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（木村喜徳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） この道路は突き当たりで4軒以上ないのではないかということだと思
うのですけれども、突き当たりには北へ伸びていると南へ伸びている道があるのですけれど
も、この地図にはちょっと書いていないのですけれども、現場へ行きますと北と南に伸び
て私道があります。そこに数軒あります。はっきり数字ではないのですけれども、4軒以
上は十分にあると思います。

以上、お答えとさせていただきます。

議 長（木村喜徳君） 吉田達哉君。

23番（吉田達哉君） それでは、大体説明を聞いてわかったわけですが、認定1の611
2号のところなのですが、その下に6119号の市道があるわけなのですけれども、これ
についてもどうせこのところで再編成をするのであれば一緒に廃止をして、一本の道に
した方が今後ともいろいろな部分でよろしいかと思うのですが、その辺についてお答えい
ただきたいと思うのです。

議 長（木村喜徳君） 都市建設部長。

都市建設部長（須川良一君） 議員のおっしゃるとおりだと思います。今後はそういうふうにして
いただきます。失礼しました。すみませんでした。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

塩原吉三君。

19番（塩原吉三君） 三本木字下原の7555号線の認定道路でございますけれども、この道路
は周回することができるのかどうか、その辺ちょっと聞かせていただきたい。

議 長（木村喜徳君） 都市建設部長。

（都市建設部長 須川良一君登壇）

都市建設部長（須川良一君） 塩原議員の質問にお答えをさせていただきます。

これは周回できるようにできています。幅員は5メートル以上ございます。

議 長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議 長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようでありますので、質疑を終結いたしました。

いと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) ご異議なしと認めます。よって、議案第84号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(木村喜徳君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第84号市道路線の認定について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(木村喜徳君) 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

第18 議案第85号 藤岡市営緑地西部土地改良事業の施行について

議長(木村喜徳君) 日程第18、議案第85号藤岡市営緑地西部土地改良事業の施行についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。経済部長の登壇を願います。

(経済部長 中野秀雄君登壇)

経済部長(中野秀雄君) 議案第85号藤岡市営緑地西部土地改良事業の施行について、ご説明申し上げます。

本事業は、藤岡市緑地の竹沼貯水池東側に位置した2ヘクタール程度の地域を対象として、区画整理事業を実施するものであります。整地や道路整備は、他事業で既に造成されており、用排水路を主体として整備を行い、水田の汎用化により生産性の向上を図るとともに、昭和39年度より換地処分されていない当地区を本事業により登記をしていく事業であります。なお、関係地権者より強い要望があり、平成14年度の単年度で実施する予定であります。

以上、提案説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長（木村喜徳君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ご質疑願います。

佐藤淳君。

- 8 番（佐藤 淳君） 経済部長より説明があったのですけれども、およそ経済部の方へ行って話は聞いていたのですけれども、実施計画に載っていないわけです。登記の関係なのでしようけれども、地域からの強い要望があったから平成14年度単年度でやるということなのですけれども、強い要望というのがどういうことなのか。いわゆるどこの地域もこういったものに限らず、道路の改修やいろいろなものを強く要望しているわけなのですけれども、強い要望という、この辺がどうしてもこういうことだから必要なのですよというものをもう少々詳しく説明していただけませんか。

議長（木村喜徳君） 経済部長。

（経済部長 中野秀雄君登壇）

経済部長（中野秀雄君） 佐藤議員のご質問にお答え申し上げます。

提案説明でも申し上げましたとおり、この事業は昭和39年、もう約40年前に土地改良事業を行って、現在は四角の田んぼで水の用排水もかなりスムーズに行われてきたところでございますが、これが地権者の一部の同意がいただけないために登記がなされなかったわけでございます。そうした中で、今できている田畑につきましては、法的にこれを何ら認められない土地となっております。それは新しい図面が法的にはどこにも認められていない。そうした中で生きているのは旧図でありまして、これを相続とか何かする場合は旧図に基づいて相続をしなければできない。しかしながら、現場と旧図が全く違うという現状であります。そうした中で、このたびようやく地域の地権者の代表者の方が参られまして、本年6月14日に全員の同意をいただくことができるという確信を持って参りましたので、約40年放ってあった土地改良事業を新たに採択していただき、登記を行って相続なり、その他の開発等がある場合には対応していきたいので、ぜひともお願いしたいという要望がありましたので、これを県に相談し、このような事業を立ち上げたということでございます。今後の予定につきましては、本議会で議決をいただいた後、県に事業の認可申請を行い、平成14年度に事業を執行していくという予定でございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（木村喜徳君） 他にご質疑願います。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） お諮りいたします。質疑もないようですので、質疑を終結いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第85号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号については委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（木村喜徳君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第85号藤岡市営緑地西部土地改良事業の施行について、本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（木村喜徳君） 起立全員であります。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後3時55分休憩